

動-Ⅳ 小売物価統計調査（動向編）の概要

1 調査の目的と沿革

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としており、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である小売物価統計を作成するための調査）である。

本調査は、物価の毎月の動向を明らかにする「動向編」と、地域別や店舗の形態別等の物価構造を明らかにする「構造編」から成り立っており、このうち、「動向編」は、2013年（平成25年）1月に「構造編」が新設されるまでの、従前の「小売物価統計調査」も含めると、1950年（昭和25年）6月から実施している。

消費者物価指数は、昭和21年消費者価格調査（C P S、現在の家計調査の前身）によって調査した実効価格（公定価格とヤミ価格のように二つ以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量をウェイトとした平均価格）を価格資料として作成が開始された。当時、我が国の経済事情は戦後の混乱期にあったが、その後、経済活動が徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の出回りも潤沢になり、価格調査に当たっても、月々一定した商品を継続的に小売店舗において調査することが可能となったので、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、1950年（昭和25年）6月から小売物価統計調査を統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始し、2009年（平成21年）4月からは統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査となった。

調査は、当初都道府県庁所在市（46都市）及び8都市（帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城）で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目（銘柄）について改正を加え現在に至っている。調査市町村については、1962年（昭和37年）7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

また、1972年（昭和47年）には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、現在では167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改定を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっていたため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定の間の中間年においても調査品目（銘柄）の拡充・整理統合を行っている。

2 調査の体系

動向編は、価格調査、家賃調査の二つに区分される。

(1) 価格調査

消費生活上重要な商品の小売価格及びサービスの料金を小売店舗及びサービス事業所において調査するもので、品目により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 調査員調査品目

食料や家事用消耗品など消費者が主として居住地区近辺で購入する品目（以下「A品目」という。）、被服や家電製品など消費者が主として市町村の代表的な商業集積地や大型店舗等において購入する品目（以下「B品目」という。）、教養娯楽用品など地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目（以下「C品目」という。）、コンタクトレンズやガソリンなど調査地区を設けずに調査市町村全域から調査する品目（以下「S品目」という。）は、調査する小売店舗及びサービス事業所を定め調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

水道料などの公共料金やP T A会費など、都道府県又は市町村内で商品の小売価格及びサービスの料金が均一又はこれに近い品目（以下「D品目」という。）は、都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

電気代や通信料など、全国又は地方的に商品の小売価格及びサービスの料金が均一な品目（以下「E品目」という。）は、総務省が調査する。

(2) 家賃調査

借家の1か月当たりの家賃及び延べ面積を調査するもので、借家の種類により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 調査員調査品目

民営借家は調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

都道府県営住宅、市町村営住宅、都道府県住宅供給公社住宅、市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅（以下「公的住宅」という。）は都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

独立行政法人都市再生機構所管の住宅は総務省が調査する。

3 調査の流れ

動向編の調査の流れは、次のとおりである。

○ 調査員調査品目

総務大臣——都道府県知事——指導員——調査員——報告者

○ 都道府県調査品目

総務大臣——都道府県知事——報告者

○ 総務省調査品目

総務大臣——報告者

「指導員」…… 都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され、調査員の実査事務の指導を担当する。全国で約130人設置している。

「調査員」…… 民間人の中から都道府県知事により任命され、調査を担当する。全国で約750人設置している。

4 調査品目及び価格取集数

この調査では、国民の消費生活上重要な品目を調査品目としている。具体的には、家計調査における当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上となるかどうかを目安として調査品目を指定している。その際、同一の調査品目であっても、品質、性能によってばらつきがあったり、一部の地域では出回っていない場合があるため、調査品目ごとに、品質、性能、特性（特徴）を規定して調査している。品質等の細目の規定を調査品目の「基本銘柄」と呼んでおり、2023年12月時点で505品目・694銘柄の小売価格、サービスの料金及び家賃を調査している（付録2）。

また、各調査品目・基本銘柄は、消費者の購入行動、店舗間の価格差を考慮し、A、B、C、D、E及びS品目に区分している（表1-1）。

なお、調査市町村の規模等によっては、調査品目・基本銘柄に該当する商品の出回りがない場合があるため、調査市町村の人口規模、商品の出回り状況等を考慮して、調査品目・基本銘柄ごとに調査区分を設定し、調査する市町村を区分している（表1-2）。

(1) 価格調査

調査員調査品目のうちA、B及びC品目の価格取集数は、表5のとおりであり、S品目の価格取集数は表3-1及び表3-2のとおりである。

また、都道府県調査品目（D品目）の価格取集数は、表2のとおりである。なお原則として各調査市町村1価格であるが、PTA会費、大学授業料、補習教育等一部品目については、都市階級等により価格取集数が異なっている。

(2) 家賃調査

民営借家については、家賃調査地区内の居住者のいる全ての民営借家について、家賃の月額及び延べ面積を調査する。

公的住宅については、調査市町村内に所在する都道府県営住宅、市町村営住宅、都道府県住宅供給公

社住宅、市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅並びに独立行政法人都市再生機構所管の住宅について、それぞれの住宅を管理している事業所から、住宅の戸数、延べ面積及び家賃総額を調査する。

なお、都道府県営住宅及び市町村営住宅については入居者のいる住宅について、都道府県住宅供給公社住宅、市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅並びに独立行政法人都市再生機構所管の住宅については管理している住宅について、調査している。

5 調査銘柄

(1) 基本銘柄

調査品目ごとに、品質、性能、特性（特徴）を規定して調査している。

一部の調査品目については、基本銘柄の規定に加え、商標、規格、型式番号などを指定して調査する。これを「細部指定」といい、調査店舗で最も出回りが多く、かつ継続的に調査できるものを指定する。細部指定には、商標名だけを指定する「商標指定」、商標名のほかに型式番号等も指定する「商標・型式番号指定」等がある。

基本銘柄及び細部指定については、出回り状況の変化等を考慮して随時改正を行っている。基本銘柄の数は表1－2のとおりである。

(2) 市町村銘柄

基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その調査市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を「市町村銘柄」として設定し、これについて調査することとしている。

6 調査市町村

価格調査及び家賃調査は、都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市をそれぞれ調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層（家計調査の調査市町村を抽出するために用いる区分）に分け、各層から1市町村ずつ抽出した167市町村を調査市町村としている（ただし、沖縄県においては、本土復帰の際に旧琉球政府が実施していた小売物価統計調査をそのまま引き継いだため、小都市Aの一つの層で調査市町村を割り当てていない。）。

7 調査地区

価格調査と家賃調査は、各調査市町村に、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。各調査市町村に設定される調査地区数は、表5のとおりである。

ただし、価格調査のうちD品目、E品目及びS品目、家賃調査のうち公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅の家賃並びに宿泊料の調査については、調査地区を設けず、全国、都道府県又は調査市町村の全域において調査している。

(1) 価格調査地区

価格調査地区数は576地区である。

ア 価格調査地区の設定方法

調査市町村全域をA品目の価格収集数（表5）と同数に分割し、それぞれを価格調査地区としている。

分割に当たっては、商業集積地区の分布状況を参考に、可能な限り地形地物を境界とし、設定している。

イ 調査品目区分ごとの調査方法

原則として、A品目は全ての価格調査地区で調査し、B品目及びC品目は当該品目について代表的な店舗が存在する価格調査地区を所定数選択して調査している。

(2) 家賃調査地区

民営借家については、調査市町村ごとに国勢調査調査区を確率比例抽出法により抽出し、その抽出された国勢調査調査区を家賃調査地区として設定しているが、家賃調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家の増減による地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じてくるため、原則として、5年ごとに家賃調査地区の設定替えを行っている。現行の家賃調査地区は、平成27年国勢調査の国勢調査調査区（山林原野等を除く。）を用いて2019年（平成31年）1月に設定しており、全国で1,233地区である。

なお、公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、調査市町村の全域において調

査する。

8 報告者

商品及びサービス関係の調査品目の報告者は、調査品目の区分（表 1－1）ごとに定めている。

選定された報告者の数は、全国で、小売店舗及びサービス事業所は約28,000、民営家賃事業所は約7,000となっている。

(1) 価格調査

調査員調査品目のうちA、B及びC品目については品目ごとに各調査地区内で、S品目については調査市町村内で、販売数量が多い順（これにより難しい場合は、従業者数や売り場面積など経営規模の大きい順）に選定した小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

都道府県調査品目については、調査市町村内又は都道府県内に所在する店舗等のうち、利用者の多い順に選定した小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

総務省調査品目については、全国から選定した代表的な小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

(2) 家賃調査

民営借家については、家賃調査地区内に所在する民営借家を賃貸している不動産管理会社等の全ての事業主とし、公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、調査市町村内にある当該住宅の管理責任者とする。

9 調査日

調査員調査品目については、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とする。ただし、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の約40品目については、上旬、中旬、下旬の3旬別に、上旬は5日、中旬は12日、下旬は22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査する（旬別価格調査）。

都道府県調査品目及び総務省調査品目については、毎月12日を含む週の金曜日（テーマパーク入場料については日曜日）を調査日とする。

10 調査方法

(1) 価格調査

調査員調査品目については、調査員が調査店舗及び調査事業所を訪問し、報告者から調査品目の小売価格及びサービスの料金を聞き取り、調査員端末に入力する。実際に現金販売している通常の状態の小売価格及びサービスの料金を調査するため、次のような小売価格は調査しない。

- ・ 短期間（7日以内）の大安売り、棚ざらい、投売り等による割引価格
- ・ 半端もの、数種の商品を抱き合わせで販売している場合の価格
- ・ 一部の顧客との間で一度に大量取引する際の割引価格
- ・ 中古品、せり売り、月賦販売等の価格

都道府県調査品目については都道府県が、総務省調査品目については総務省が、それぞれ報告者から調査品目の小売価格及びサービスの料金等を調査する。

(2) 家賃調査

ア 民営借家

調査員が、原則として調査事業所を訪問し、事業主から家賃の月額、住宅の延べ面積を聞き取り、調査員端末に入力する。なお、民営借家世帯の入居、退去及び民営借家の新築、滅失については、調査日の状況が反映される。調査は、家賃調査地区を3群に分け、第1群は1、4、7、10月に、第2群は2、5、8、11月に、第3群は3、6、9、12月というように、各群地区を3か月間隔で調査する。

イ 公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅

各調査市町村内に所在する公的住宅については、戸数、家賃総額及び延べ面積を都道府県が調査する。独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、戸数、家賃総額及び延べ面積を総務省が調査する。

11 結果の公表

毎月の集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、東京都区部の主要品目及び全国統一価格品目の価格は、原則として当月の26日を含む週の金曜日に、また、主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）は、原則として翌月の19日を含む週の金曜日に、それぞれ公表している。

また、年平均価格については、原則として、3月分の主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）の公表時に合わせて公表している。

なお、「自動車ガソリン」の全国の都市（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）別小売価格については、2010年3月分から公表を早期化し、原則として、翌月の20日までに公表している。

表 1－1 調査品目区分一覧

調査品目区分	品 目 の 基 準	該 当 品 目 等	調査担当者
A	主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目	食料、家事用消耗品など	調 査 員
B	主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目	被服、家電製品など	
C	地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目	教養娯楽用品など	
D	都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目	水道料、PTA会費など	都 道 府 県
E	全国又は地方的に価格・料金が均一な品目	電気代、通信料など	総 務 省
S	調査地区を設けずに市町村内全域から調査する品目	ガソリンなど	調 査 員

表 1－2 調査区分・都市階級別調査品目・基本銘柄数

2023年12月現在

		調査 品目数	基 本 銘 柄 数							
			総数	A品目	B品目	C品目	D品目	E品目	S品目	民営 家賃
調 査 区 分 別	総 数	505	694 (695)	145	161	65	66	163 (164)	93	1
	無印 全調査市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄	127	161	64	30	13	32	15	6	1
	① 人口5万以上の調査市において調査する品目・銘柄	49	50	26	13	8	2		1	
	② 人口15万以上の調査市において調査する品目・銘柄	41	46	12	26	2	1		5	
	③ 都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄	233	269	43	92	42	11		81	
	④ 都道府県全域において調査する品目・銘柄	10	25				20	5		
	⑤ 全国全域において調査する品目・銘柄	45	143 (144)					143 (144)		
都 市 階 級 別	人口5万未満の調査市及び調査町村において調査する品目・銘柄 (無印)	127	161	64	30	13	32	15	6	1
	人口5万以上15万未満の調査市において調査する品目・銘柄 (無印+①)	176	211	90	43	21	34	15	7	1
	人口15万以上の調査市（都道府県庁所在市を除く。）において調査する品目・銘柄 (無印+①+②)	217	257	102	69	23	35	15	12	1
	都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄 (無印+①+②+③)	450	526	145	161	65	46	15	93	1
	都道府県全域において調査する品目・銘柄 (無印+①+②+③+④)	460	551	145	161	65	66	20	93	1
	全国全域において調査する品目・銘柄 (無印+①+②+③+④+⑤)	505	694 (695)	145	161	65	66	163 (164)	93	1

※（ ）内の銘柄数は、2023年3月に調査終了した「7626 鉄道運賃（旅客鉄道（JR）、大人、指定席特別急行料金、在来線、JR西日本、B特急料金、200kmまで）」を含めた値

表2 D品目（水道料、大学授業料、補習教育等）価格取集数

調査品目・銘柄		価格取集数	
学校給食「公立小学校」 学校給食「公立中学校」	東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市		10 価格
	その他の道県庁所在市		5 価格
	その他の人口 5 万以上の調査市		3 価格
	その他の人口 5 万未満の調査市町村		1 価格
水道料 下水道料 清掃代	調査市町村		1 価格
人間ドック受診料	都道府県庁所在市		2 価格
予防接種料	都道府県庁所在市		2 価格
バス代「一般バス」	東京都区部		3 価格
	仙台市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市		2 価格
	その他の人口 5 万以上の調査市		1 価格
バス代「高速バス」	東京都		3 価格
	宮城県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県		2 価格
	その他の道県		1 価格
タクシー代	東京都区部		10 価格
	大阪市		7 価格
	県庁所在市の政令指定市及び那覇市		5 価格
	その他の県庁所在市		3 価格
	その他の調査市町村		1 価格
自動車免許手数料	都道府県庁所在市		1 価格
PTA会費 「公立小学校」 PTA会費 「公立中学校」	東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市		10 価格
	その他の道県庁所在市		5 価格
	その他の人口 5 万以上の調査市		3 価格
	その他の人口 5 万未満の調査市町村		1 価格
中学校授業料「私立」	東京都区部		18 価格
	東京都区部を除く調査市町村内 ただし、在学者数の多い順に 5 校を限度とする。		全中学校
高等学校授業料「公立」	調査市町村		1 価格
高等学校授業料「私立」	東京都区部		47 価格
	東京都区部を除く調査市町村内 ただし、在学者数の多い順に 10 校を限度とする。		全高等学校
大学授業料「国立」 法文経系の学部 理工系の学部	都道府県内		全大学
大学授業料「私立」	法文経系の学部	東京都	22 価格
		道府県内 ただし、在学者数の多い順に 10 校を限度とする。	全大学
	理工系の学部	東京都	10 価格
		道府県内 ただし、在学者数の多い順に 5 校を限度とする。	全大学

調査品目・銘柄	価格取集数	
短期大学授業料「私立」 法文経系の学科 家政系の学科	東京都	15 価格
	道府県内 ただし、在学者数の多い順に 10 校を限度とする。	全短期大学
専修学校授業料	東京都	5 価格
	道府県	2 価格
補習教育（中学校）	東京都区部	10 価格
	道府県庁所在市	3 価格
補習教育（小学校）	東京都区部	5 価格
	道府県庁所在市	2 価格
補習教育 （高校・予備校）	東京都	5 価格
	道府県	3 価格
新聞代 （地方・ブロック紙）	調査市町村	1 価格
自動車教習料	東京都	5 価格
	道府県	3 価格
ゴルフプレー料金	東京都	10 価格
	道府県	3 価格
プール使用料	東京都区部	10 価格
	道府県庁所在市	2 価格
ボウリングゲーム代	人口 15 万以上の調査市	1 価格
ケーブルテレビ受信料	東京都区部	3 価格
	道府県庁所在市	1 価格
文化施設入場料	東京都	10 価格
	道府県	2 価格
入浴料	東京都	5 価格
	道府県	2 価格
行政証明書手数料	調査市町村	1 価格
パスポート取得料	都道府県庁所在市	1 価格
保育所保育料	東京都区部	23 価格 （各区 1）
	東京都区部を除く調査市町村	1 価格
公営家賃（公的住宅）	調査市町村内	全住宅
葬儀料	東京都区部	10 価格
	横浜市	7 価格
	さいたま市、千葉市、名古屋市、大阪市、神戸市	5 価格
	その他の道府県庁所在市	3 価格
葬儀料（火葬料）	東京都区部	2 価格
	道府県庁所在市	1 価格
学童保育料	東京都区部	5 価格
	道府県庁所在市	2 価格

表３－１ Ｓ品目（ガソリン、大工手間代等）価格取集数

調査品目（銘柄）	価格取集数
ガソリン	A品目と同じ
ハンバーガー(外食)、牛丼(外食)、やきとり（外食）、 食器戸棚、カーペット、男子用上着、 男子用学校制服、女子用学校制服、履物修理代、 コンタクトレンズ、自転車(シティ車)、 学習用机、家庭用ゲーム機（据置型）、ゲームソフト、 ペットフード（ドッグフード、キャットフード）	B品目と同じ
コーヒー(外食〔セルフサービス店〕)、 システムバス、温水洗浄便座、給湯器、カーポート、 修繕材料、畳替え代、屋根修理費、ふすま張替費、 大工手間代、塀工事費、水道工事費、壁紙張替費、 空気清浄機、食堂セット、ソファ、ベッド、水筒、家事代行料、 背広服（春夏物〔中級品〕、秋冬物〔中級品〕） 婦人用スーツ（春夏物〔中級品〕、秋冬物〔中級品〕）、 被服賃借料、マスク、眼鏡、血圧計、補聴器、 サポーター、自転車（電動アシスト自転車）、自動車タイヤ、 自動車整備費（パンク修理）、自動車オイル交換料、洗車代、 競技用靴、釣ざお、トレーニングパンツ、水着、 鉢植え、ペット美容院代、園芸用肥料、園芸用土、写真撮影代	C品目と同じ

表３－２ Ｓ品目（ピザ（配達）、灯油、講習料等）価格取集数

調査品目・銘柄	価格取集数
ピザ（配達） メモリーカード カラオケルーム使用料	東京都区部 10、大阪市 7、 札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・名古屋市・ 京都市・神戸市・広島市・福岡市 5、 その他の県庁所在市 3
すし（外食）（にぎりずし） 焼肉（外食） 外壁塗装費 駐車場工事費 自動車整備費（12 か月定期点検） 獣医代	東京都区部 12、大阪市 6、横浜市 3、その他の県庁所在市 2
灯油	東京都区部 12、大阪市 6、その他の県庁所在市 3、 人口 15 万以上の市 3、その他の市及び町村 1
プロパンガス	東京都区部 3、その他の県庁所在市 3、 人口 15 万以上の市 3、その他の市及び町村 1
車庫借料	東京都区部 10、その他の県庁所在市 3、人口 15 万以上の市 3
グローブ	東京都区部 5、その他の県庁所在市 2、人口 15 万以上の市 2
弁当（幕の内弁当） 弁当（からあげ弁当） 植木職手間代 マッサージ料金 駐車料金 講習料（水泳） 講習料（音楽） 講習料（英会話） 講習料（書道） 講習料（体育教室） ゴルフ練習料金	東京都区部 10、その他の県庁所在市 3
すし（外食）（回転ずし） 自動車バッテリー カーナビゲーション ドライブレコーダー ビデオソフト 講習料（ダンス） フィットネスクラブ使用料 エステティック料金	東京都区部 5、その他の県庁所在市 2
システムキッチン	東京都区部 3、その他の県庁所在市 1

表4 地方・都道府県・都市階級別調査市町村数

地 方	都道府 県番号	都道府県	都道府県 庁所在市	人口15万以上の市 (都道府県庁所在市を除く。)	人口5万以上 15万未満の市	人口5万未満の市 及び町村
北海道	01	北海道	札幌市	函館市 旭川市	室蘭市 千歳市 江別市	美唄市 倶知安町 名寄市 美幌町
東 北	02	青森県	青森市	八戸市		三沢市
	03	岩手県	盛岡市		奥州市	二戸市
	04	宮城県	仙台市		石巻市	利府町
	05	秋田県	秋田市		横手市	
	06	山形県	山形市		鶴岡市	庄内町
	07	福島県	福島市	郡山市		川俣町
関 東	08	茨城県	水戸市	日立市		常陸大宮市
	09	栃木県	宇都宮市	小山市		上三川町
	10	群馬県	前橋市		安中市	沼田市
	11	埼玉県	さいたま市	熊谷市 所沢市 川口市	本庄市 朝霞市	
	12	千葉県	千葉市	佐倉市 浦安市	木更津市 茂原市	
	13	東京都	区部	立川市 府中市 八王子市	小金井市	
	14	神奈川県	横浜市	川崎市 相模原市 横須賀市	伊勢原市 海老名市	湯河原町
	19	山梨県	甲府市			市川三郷町
	20	長野県	長野市	松本市	飯田市	小諸市
北 陸	15	新潟県	新潟市	長岡市		小千谷市 糸魚川市
	16	富山県	富山市		射水市	
	17	石川県	金沢市		加賀市	穴水町
	18	福井県	福井市		敦賀市	
東 海	21	岐阜県	岐阜市		関市	美濃市 笠松町
	22	静岡県	静岡市	浜松市 富士市		小山町
	23	愛知県	名古屋市	岡崎市	刈谷市 蒲郡市	美浜町
	24	三重県	津市	松阪市	桑名市	
近 畿	25	滋賀県	大津市		守山市	
	26	京都府	京都市		舞鶴市 長岡京市	
	27	大阪府	大阪市	堺市 枚方市 東大阪市	富田林市 箕面市	
	28	兵庫県	神戸市	姫路市 伊丹市 西宮市		小野市 佐用町
	29	奈良県	奈良市			田原本町
	30	和歌山県	和歌山市		橋本市	那智勝浦町
中 国	31	鳥取県	鳥取市			岩美町
	32	島根県	松江市			大田市
	33	岡山県	岡山市		津山市	井原市
	34	広島県	広島市	福山市	三原市	
	35	山口県	山口市	宇部市	山陽小野田市	田布施町
四 国	36	徳島県	徳島市			三好市
	37	香川県	高松市		丸亀市	善通寺市
	38	愛媛県	松山市	今治市		
	39	高知県	高知市			須崎市
九 州	40	福岡県	福岡市	北九州市	柳川市 筑紫野市 大野城市	岡垣町
	41	佐賀県	佐賀市		唐津市	
	42	長崎県	長崎市	佐世保市		平戸市
	43	熊本県	熊本市		八代市	人吉市
	44	大分県	大分市		日田市	国東市
	45	宮崎県	宮崎市		延岡市	小林市
	46	鹿児島県	鹿児島市		薩摩川内市	肝付町
沖 縄	47	沖縄県	那覇市		名護市 沖縄市 宮古島市	石垣市 本部町 与那原町
合 計	167		47	34	44	42

※ 調査市町村の名称及び区域は、2019年6月25日現在による。

表 5 都市階級別調査地区数及び価格取集数

都 市 階 級		A 品 目		B 品 目		C 品 目		家賃 調査 地区数
		調査 地区数	価格 取集数	調査 地区数	価格 取集数	調査 地区数	価格 取集数	
県 庁 所 在 市	東京都区部	42	42	21	21	12	12	54
	大阪市	12	12	12	12	6	6	36
	横浜市、名古屋市、京都市、神戸市	12	12	6	6	2	2	24
	札幌市、仙台市、さいたま市、 千葉市、広島市、福岡市	8	8	4	4	2	2	18
	新潟市、静岡市、岡山市、熊本市	6	6	3	3	2	2	15
	上記以外の県庁所在市	4	4	3	3	2	2	9
1 5 万 以 上 市	川崎市、北九州市	8	8	4	4	2	2	18
	浜松市、堺市	6	6	3	3	2	2	15
	相模原市	4	4	3	3	2	2	15
	上記以外の人口 15 万以上の市	4	4	3	3	1	1	9
人口 5 万以上 15 万未満の市		2	2	1	1	1	1	3
人口 5 万未満の市・町村		1	1	1	1	1	1	3

注) ・人口は平成 27 年国勢調査結果による。

・ A、B、C 品目の内容については表 1－1 参照

参考 品目中分類別調査品目・基本銘柄数

2023年12月現在

品目中分類	調査 品目数	基 本 銘 柄 数							
		総数	A品目	B品目	C品目	D品目	E品目	S品目	民営 家賃
合計	505	694	145	161	65	66	163	93	1
食料	223	236	124	60	35	2	5	10	0
穀類	12	13	12		1				
魚介類	29	29	24	4	1				
肉類	7	9	8	1					
乳卵類	6	7	3	1	3				
野菜・海藻	44	44	41	2	1				
果物	16	17	16		1				
油脂・調味料	19	20	3	4	13				
菓子類	17	17	7	9	1				
調理食品	27	29	5	17	5			2	
飲料	16	17	5	2	7		3		
酒類	8	9		7	2				
外食	22	25		13		2	2	8	
住居	20	27	0	0	0	4	6	16	1
家賃	3	6				4	1		1
設備修繕・維持	17	21					5	16	
光熱・水道	6	15	0	0	0	5	8	2	0
電気代	1	6					6		
ガス代	2	3					2	1	
他の光熱	1	1						1	
水道料	2	5				5			
家具・家事用品	47	48	9	21	7	1	2	8	0
家庭用耐久財	12	13		7	2			4	
室内装備品	4	4		3				1	
寝具類	5	5		4				1	
家事雑貨	11	11	1	7	2			1	
家事用消耗品	11	11	8		3				
家事サービス	4	4				1	2	1	
被服及び履物	46	64	0	48	7	0	0	9	0
和服	2	2		2					
洋服	14	26		19				7	
シャツ・セーター類	7	12		12					
下着類	7	7		7					
他の被服	7	7		6	1				
履物類	6	6			6				
被服関連サービス	3	4		2				2	
保健医療	26	31	4	12	1	2	5	7	0
医薬品	11	14		12			2		
保健医療用品・器具	10	11	4		1			6	
保健医療サービス	5	6				2	3	1	
交通通信	24	115	0	0	0	6	96	13	0
交通	3	59				5	54※		
自動車等関係費	17	45				1	31	13	
通信	4	11					11		
教育	11	31	0	0	0	25	6	0	0
授業料等	6	22				22			
教科書・学習参考書	2	6					6		
補習教育	3	3				3			
教養娯楽	55	68	3	1	11	7	19	27	0
教養娯楽用耐久財	2	2					1	1	
教養娯楽用品	27	30	3		11		1	15	
書籍・他の印刷物	5	7				1	6		
教養娯楽サービス	21	29		1		6	11	11	
諸雑費	47	59	5	19	4	14	16	1	0
理美容サービス	6	6	4			1		1	
理美容用品	23	23	1	14	2		6		
身の回り用品	8	8		5	2		1		
たばこ	1	4					4		
その他	9	18				13	5		

※ 2023年3月に「7626 鉄道運賃（旅客鉄道（JR），大人，指定席特別急行料金，在来線，JR西日本，B特急料金，200kmまで）」の調査が終了した。この品目の調査品目区分はE品目で品目中分類は「交通」であり、当該区分の銘柄数は2023年3月時点で55銘柄であった。